大川市福祉会事務決裁規程

○制　定（平成２５年５月２８日理事会）

○第１回改正（平成２９年３月２８日理事会）

○第２回一部改正（平成３１年１月３１日理事会）

○第３回一部改正（令和１年６月５日理事会）

社会福祉法人

大　川　市　福　祉　会

社会福祉法人　大川市福祉会事務決裁規程

（目　的）

第１条　　この規程は、別に定めるものを除き、社会福祉法人大川市福祉会（以下「法人」という。）理事長の権限に属する事務の決裁に関して必要な事項を定める。

（用語の意義）

第２条　　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）決　裁　理事長、本部長、又は施設長・管理者が理事長の権限に属する事務について、最終的に意思決定を行うことをいう。

（2）専　決　この規程により定められた事務について、常時理事長に代わって決裁することをいう。

（3）代　決　理事長及び専決を行う者が不在（出張、疾病その他の事由により決裁することができない状態）で緊急やむをえないとき、あらかじめ認められた範囲内において職員が専決を行う者に代わって決裁することをいう。

（職員の専決事項）

第３条　法人定款細則第２条第３項で定める職員は本部長、施設長・管理者（以下「職員」という。）とする。

２　職員が専決することができる専決事項は別表１のとおりとする。

（類推による専決事項）

第４条　この規程に専決事項として定められていない事項であっても、事務の内容により、専決することが適当であると類推できるものについては、この規程に準じて専決することができる。

（重要事項の専決留保）

第５条　この規程に定める専決事項であっても次の各号の一に該当するとき上司の決裁を受けなければならない。

（1）特命のあった事項、法人運営に重要又は異例と認められるとき

（2）現に争いごとがあるとき、又は処理の結果争いごとが生じるおそれがあると認められるとき

（3）新規の事項、又は疑義があるとき

（4）その他特に上司において了知しておく必要があると認められるとき

（不在代決）

第６条　理事長が不在であるときは、急施を要する事項に限り本部長が、本部長不在の時は施設長・管理者が理事長の決裁すべき事項を代決することができる。

（後　閲）

第７条　代決した事項のうち、当該代決権者において必要と認められるものについては、

速やかに理事長の後閲を受けなければならない。

（効　力）

第８条　この規程に基づいてなされた専決及び代決は、理事長の決裁と同一の効力を有するものとする。

（補　則）

第９条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附　　則

この規程は平成２５年６月１日から施行する。

附　　則

この規程は平成２９年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は平成３１年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は令和１年７月１日から施行する。

改正後

別表１
【一般・人事に関する事項】

専決事項 ＼ 役職名		本部長	施設長	管理者
1	職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。	○		
2	所属職員の日常の労務管理に関すること。		○	
3	所属職員の勤務割振りに関すること			○
4	所属職員の休暇・欠勤に関すること		○	
5	４のうち年次有給休暇の承認に関すること ただし、管理者については施設長			○
6	施設長・管理者の休暇・欠勤及び職務専念義務の免除に関すること	○		
7	職員の育児・介護休業に関すること	○		
8	所属職員の時間外勤務命令に関するすること。			○
9	所属職員の旅行命令（宿泊を要する場合を除く）に関すること。		○	
１０	施設長・管理者・職員の旅行命令（宿泊を要するもの）に関すること。	○		
１１	所属職員の研修（宿泊を伴わない研修）に関すること		○	
１２	職員の研修（宿泊を伴う研修）に関すること	○		
１３	職員健康診断の実施に関すること	○		
１４	有期契約職員の採用に関すること。	○		
１５	職員の給与に関すること（昇給・昇格を除く。）	○		
１６	所得税、住民税及び社会保険等の事務に関すること	○		
１７	被服貸与等に関すること	○		
１８	利用者の日常の処遇に関すること			○
１９	利用者の預り金の日常の管理に関すること			○
２０	薬品の処分に関すること		○	
２１	自動車の運行管理に関すること。ただし、 自動車の貸し出しについては施設長			○
２２	諸証明に関すること	○	○（軽微なもの）	

２３	施設の保守管理・物品の修理等に関すること	５万円以上５０万円未満	５万円未満	
２４	傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄に関すること	５万円以上５０万円未満	５万円未満	
２５	施設の物品及び施設の貸付並びに施設の保全管理に関すること		○	
２６	軽易な事項の申請、催告及び進達並びに軽易な陳情等の処理に関すること	○		
２７	所属施設の日常業務のうち軽易な事項の処理に関すること		○	
２８	法人の日常業務のうち軽易な事項の処理に関すること	○		
２９	災害等緊急の際理事長の指示を受ける暇のない場合における施設の応急措置に関すること		○	
３０	災害等緊急の際理事長の指示を受ける暇のない場合における応急措置（２７を除く）に関すること	○		

【法人収入に関する事項】

専決事項 ＼ 役職名		本部長
1	支援費・運営費等の収入に関すること	全額
2	過誤納金の充当又は還付に関すること	全額
3	繰越金及び繰入金の収入に関すること	全額
4	受贈の承認・寄附金にかんすること	―
5	その他の収入に関すること	補助金を除く全額

【法人支出に関すること】

専決事項 ＼ 役職名		本部長	施設長
1	基本財産以外の固定資産の購入及び売却又は廃棄に関すること	５万円以上５０万円未満	５万円未満
2	請負契約又は委託契約に関すること	５万円以上５０万円未満	５万円未満
3	日常的に消費する給食材料、消耗物品等の日々の購入に関すること	５万円以上５０万円未満	５万円未満
4	施設整備の保守管理、物品の修理等に関すること	５万円以上５０万円未満	５万円未満
5	報酬、旅費、日用品等定期的な支出	○	
6	緊急を要す物品の購入に関すること	○	
7	分担金、負担金等に関すること	５万円未満	１万円未満